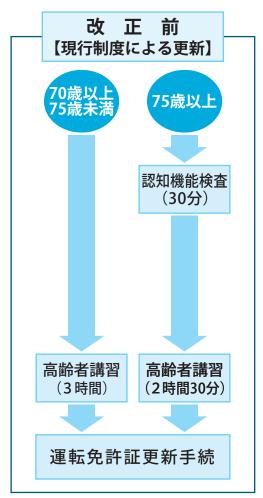
笠間警察署からのお知らせ

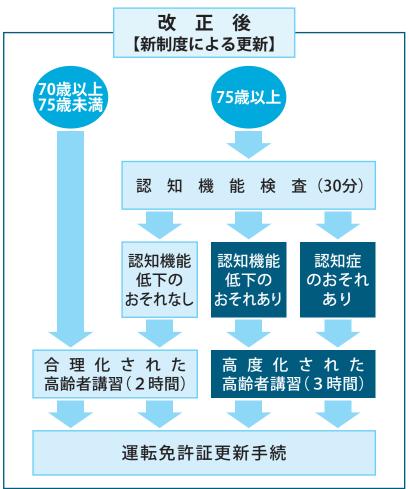
高齢運転者の免許更新講習制度が改正されます

平成29年3月12日(日)より、高齢者の運転免許証更新時の講習制度が改正されます。

近年増加の一途をたどる高齢運転者の交通事故を防ぐことを目的に、認知機能検査の結果がより反映されることとなりました。

■高齢運転者の免許証更新までの流れ





■制度改正4つのポイント

高齢講習制度の改正

認知機能が低下したときにおこしやすい違反(信号無視、逆走など)をされた方は、新設される「臨時認知機能検査」を受けることになります。

臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が認められた方は、新設される「**臨時高齢者講習**」を受けることになります。

臨時適性検査制度の見直し

認知機能検査または臨時認知機能検査で認知症のおそれがあると認められた場合は、「**臨時適性検査**」を受けるか、「**医師の診断書等の提出**」をしなければなりません。

講習の合理化・高度化

認知機能検査の結果により、講習が合理化または高度化されます。

また、認知機能検査と高齢者講習は、原則として別の日に受けていただきます。

問合せ 笠間警察署 交通課 ☎0296-73-0110 城里町役場 町民課 ☎029-288-3111(内線113)